（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第28条　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自　　動　　車	条　　項
一　昭和45年12月31日以前に製作された自動車（同年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（軽自動車に限る。）を除く。）	細目告示第41条第3項、第119条第3項及び第197条第3項
二　昭和48年3月31日以前に製作された自動車（昭和47年7月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（軽自動車に限る。）を除く。）	細目告示第41条第4項、第119条第4項及び第197条第4項
三　昭和50年3月31日以前に製作された自動車（昭和49年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び細目告示第5条第10号に規定する一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下、単に「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）並びに旧規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）	細目告示第41条第1項第5号から第8号まで及び第2項、第119条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第197条第2項
四　次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車 イ　軽自動車であって、平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。） ロ　小型自動車であって、平成12年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。）	細目告示第41条第1項第17号から第19号まで、第2項及び第3項、第119条第1項第9号及び第10号、第2項並びに第3項並びに第197条第1項第1号、第2項及び第3項
五　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって次に掲げるもの イ　平成14年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自	細目告示第41条第2項第4号、第119条第2項第4号及び第197条第2項第4号

動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のイ及びロ及び同項第4号の表のイ及びロに掲げる自動車 ロ　平成15年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハに掲げる自動車並びに同条第1項第1号及び第2号の自動車（二輪自動車を除く。） ハ　平成15年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に制作された細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車	
六　軽油を燃料とする自動車であって平成16年8月31日以前に製作された細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第5号及び第6号（車両総重量12トン以下のものに限る。以下この号において同じ。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日（同項第7号の表の2及び第8号の表の2並びに第5号及び第6号に掲げる自動車にあっては平成15年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）並びに平成17年8月31日以前に製作された細目告示第41条第1項第5号及び第6号（車両総重量12トンを超えるものに限る。）に掲げる自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第41条第2項第2号から第4号まで及び第3項、第119条第2項第2号から第4号まで及び第3項並びに第197条第2項第2号から第4号まで及び第3項
七　軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって平成16年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成15年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示第41条第1項第15号及び第16号並びに第2項、第119条第1項第8号及び第11号並びに第2項並びに第197条第1項第2号及び第2項

八　軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって次に掲げるもの イ　平成20年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成19年9月30日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1400号）による改正後の細目告示第41条の基準（以下この表において「平成18年基準」という。）に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。） ロ　平成21年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成20年9月30日以前に平成18年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。） ハ　平成22年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成20年9月30日以前に平成18年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。） ニ　平成20年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指	細目告示第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号

定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成19年9月30日以前に平成18年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。） ホ　平成20年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって平成18年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成18年9月30日以前に平成18年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）	
九　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって平成20年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成19年9月30日以前に平成18年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示第41条第1項第13号、第14号及び第19号並びに第2項、第119条第1項第7号及び第10号並びに第2項並びに第197条第1項第1号並びに第2項
十　平成18年9月30日以前に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）のうち、車両総重量2.5トン（平成15年9月1日以降に製作されたものにあっては車両総重量3.5トン）を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）	細目告示第119条第1項第1号及び第2号
十一　平成18年9月30日以前に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車	細目告示第119条第1項第3号及び第2項

を除く。）のうち、車両総重量2.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって次に掲げるもの

イ　平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成8年3月31日）以前に製作された自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第43号。以下「平成26年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度（以下この条において単に「黒煙による汚染度」という。）が50パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下この条において単に「光吸収係数」という。）を測定する場合であって、当該光吸収係数が2.76m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものとみなす。

ロ　平成11年6月30日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作された自動車（車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のものに限る。）、平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作された自動車（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものに限る。）及び平成12年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作された自動車（車両総重量が12トンを超えるものに限る。）であって、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が1.62m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないものとみなす。

ハ　イ及びロに掲げる自動車以外の自動車であって、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

十二　平成27年2月28日以前に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（平成25年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）のうち、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものは除く。）	細目告示第41条第2項第5号イ
十三　軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって次に掲げるもの イ　平成29年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上56kW未満である原動機を備えた自動車(輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成26年改正告示による改正後の細目告示第41条の基準（以下「平成26年基準」という。）に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。） ロ　平成29年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成27年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成27年9月30日以前に平成26年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。） ハ　平成28年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成26年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成26年9月30日以前に平成26年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示第41条第3項、第119条第3項及び第197条第3項

十四　平成29年8月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車並びに平成28年9月30日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第826号。以下この条において「平成27年改正告示」という。）による改正後の細目告示第41条の基準（以下この条において「平成28年基準」という。）に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示第41条第2項第4号及び同条第4項、第119条第2項第4号及び同条第4項並びに第197条第2項第4号及び同条第4項
十五　平成27年11月19日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車	細目告示第41条第2項第5号ロ
十六　軽油以外を燃料とする自動車（平成29年9月19日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）のうち、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）	細目告示第41条第2項第5号ロ
十七　令和元年9月30日以前に製作された自動車	細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ別紙5の3.3.1.から3.3.1.3.まで
十八　ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車（窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車を除く。）であって次に掲げるもの イ　令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ロ　令和2年12月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車のうち、令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年11月30日以前に指定を受け	細目告示第41条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号（粒子状物質に係る部分に限る。）

た型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和2年12月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和5年3月31日までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
十九　ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車（窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車を除く。）であって、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第119条第1号、第2号及び第9号（粒子状物質に係る部分に限る。）
二十　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、令和8年10月31日以前に製作された自動車（令和6年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ.2.3.4.1.
二十一　細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第119条第1項第4号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和7年9月30日以前に製作された自動車（令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ロ　令和5年10月1日から令和7年9月30日までに製作された自動車のうち、令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに	細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第119条第1項第4号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）

排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和5年10月1日から令和7年9月30日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和7年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
二十二　細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第119条第1項第2号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ロ　令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車のうち、令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第119条第1項第2号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
二十三　細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第129条第1項第3号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ロ　令和5年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車のうち、令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構	細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第119条第1項第3号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）

造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和5年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
二十四　細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第119条第1項第1号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ロ　令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車のうち、令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第119条第1項第1号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）

2　昭和48年11月30日以前に製作された普通自動車及び小型自動車（昭和48年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第1号から第4号まで及び第2項の規定にかかわらず、法第75条第4項の検査の際、積車状態で次の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、ガソリンを燃料とする自動車にあっては2.5パーセント、液化石油ガスを燃料とするものにあっては、1.5パーセント以下であればよい。

運　　転　　条　　件	係　数
原動機を無負荷運転している状態	0.11
発進から速度40キロメートル毎時に至る加速状態	0.35
発進から速度40キロメートル毎時に至る加速状態	0.35
速度40キロメートル毎時における定速状態	0.52
速度40キロメートル毎時から停止に至る減速状態	0.02

3　昭和48年11月30日以前に製作された軽自動車（昭和48年4月1日以降に道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和47年法律第62号）附則第2条第5項の規定により指定を受けたもの、指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定にかかわらず、型式指定自動車にあっては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては施行規則第63条の検査（以下「完成検査等」という。）の際、積車状態で前項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が3.0パーセント以下であればよい。

4　昭和50年11月30日（2サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入された自動車にあっては、昭和51年3月31日）以前に製作された自動車であって第1表の自動車の種別の欄に掲げるもの（第2項及び第3項の自動車並びに昭和50年4月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、38キロメートル毎時以上42キロメートル毎時以下の範囲内の速度で15分間以上運転を行つた当該自動車を空車状態とし、これに2人の人員（人員1人の重量は、55キログラムとする。）が乗車し、又は110キログラムの物品が積載された状態で、第2表に掲げる運転条件で運行する場合（以下単に「10モード法により運行する場合」という。）に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ第1表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第1表

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であ	ガソリンを燃料とするもの	26.0	3.80	3.00

って、車両総重量が2.5トン以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び2サイクルの原動機を有するものを除く。）	液化石油ガスを燃料とするもの	18.0	3.20	3.00
2サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	26.0	22.5	0.50

第2表

運転条件	
状態	時間（秒）
原動機を無負荷運転している状態	20
発進から速度20キロメートル毎時に至る加速走行状態	7
速度20キロメートル毎時における定速走行状態	15
速度20キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	7
原動機を無負荷運転している状態	16
発進から速度40キロメートル毎時に至る加速走行状態	14
速度40キロメートル毎時における定速走行状態	15
速度40キロメートル毎時から速度20キロメートル毎時に至る減速走行状態	10
速度20キロメートル毎時における定速走行状態	2
速度20キロメートル毎時から速度40キロメートル毎時に至る加速走行状態	12
速度40キロメートル毎時から停止に至る減速走行状態	17

5　昭和52年9月30日以前に製作された2サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものであって、第3項及び第4項の規定の適用を受けるもの以外のものに限る。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査及び予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっては5.60、窒素酸化物にあっては0.50を超えないものであること。

二　当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号。以下「平成18年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する11モード法（以下単に「11モード法」という。）により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては85.0、炭化水素にあっては33.0、窒素酸化物にあっては6.00を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

6　細目告示第41条第1項第4号の表のイに掲げる自動車(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）であって昭和52年2月28日（輸入された自動車にあっては、昭和53年2月28日）以前に製作されたもの（第2項から第4項までの自動車並びに昭和51年4月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっては0.39、窒素酸化物にあっては1.60を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては85.0、炭化水素にあっては9.50、窒素酸化物にあっては11.0を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

7　第1表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって昭和53年3月31日以前に製作された

もの（第2項の自動車並びに昭和52年8月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第2表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ第1表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

第1表

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって細目告示第41条第1項第1号及び第2号の自動車	ガソリンを燃料とするもの	100分の1.6	100万分の520	100万分の2200
	液化石油ガスを燃料とするもの	100分の1.1	100万分の440	100万分の2200

第2表

運　　転　　条　　件	係　数
原動機を無負荷運転している状態	0.125
原動機を毎分2000回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧（大気圧よりも小さい圧力である場合における大気圧との圧力差をいう。以下この表において同じ。）は、16.7キロパスカルとする。）	0.114
原動機を毎分3000回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、16.7キロパスカルとする。）	0.277
原動機を毎分3000回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、26.7キロパスカルとする。）	0.254
原動機を毎分2000回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、56.0キロパスカルとする。）	0.139
原動機を毎分2000回転で運転している状態（この場合における吸気マニホールド内の負圧は、56.0キロパスカルとする。）から、気化器の絞り弁を全閉にして毎分1000回転に減速運転している状態（この場合において、原動機の回転数を毎分2000回転から毎分1000回転に減速するのに要する時間は10秒間とする。）	0.091

8　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和53年3月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに昭和52年8月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第第1項第5号から第8号まで及び第2項並びに第119条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の590（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の1000）を超えないものであればよい。

運　　転　　条　　件	係　数
原動機を無負荷運転している状態	0.355
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数で全負荷運転している状態	0.071
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数でその負荷を全負荷の25パーセントにして運転している状態	0.059
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数で全負荷運転している状態	0.107
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の25パーセントにして運転している状態	0.122
原動機を最高出力時の回転数の80パーセントの回転数でその負荷を全負荷の75パーセントにして運転している状態	0.286

9　細目告示第41条第1項第3号の表のイ、同項第4号の表のイ及び第119条第1項第2号の表のイに掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）に限る。）であって昭和54年2月28日（輸入された自動車にあっては、昭和56年3月31日）以前に製作されたもの（第2項から第6項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和53年4月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化酸素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル

当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっては0.39、窒素酸化物にあっては0.84（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては0.50、4サイクルの原動機を有する軽自動車並びに等価慣性重量が1トンを超える普通自動車及び小型自動車にあっては1.20）を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては85.0、炭化水素にあっては9.50、窒素酸化物にあっては8.00（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては6.00、4サイクルの原動機を有する軽自動車並びに等価慣性重量が1トンを超える普通自動車及び小型自動車にあっては9.00）を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

10　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）を除く。）であって昭和54年11月30日（輸入された自動車にあっては、昭和56年3月31日）以前に製作されたもの（第2項から第4項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和54年1月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、15.0）、窒素酸化物にあっては2.30（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、0.50）を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、70.0）、窒素酸化物にあっては20.0（2サイクルの原動機

を有する軽自動車にあっては、4.00）を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

11　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって昭和54年11月30日（輸入された自動車にあっては、昭和56年3月31日）以前に製作されたもの（第2項及び第7項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和54年1月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第7項の第2表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	100分の1.6	100万分の520	100万分の1850
	液化石油ガスを燃料とするもの	100分の1.1	100万分の440	100万分の1850

12　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和55年2月29日（輸入された自動車にあっては、昭和56年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号及び第8項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和54年4月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号から第8号まで及び第2項並びに第119条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の500（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の850）を超えないこと。

二　黒煙による汚染度が50パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測

定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が2.76m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものとみなす。

13　細目告示第41条第1項第3号の表のロ及び同項第4号の表のロに掲げる自動車であって昭和56年11月30日（輸入された自動車にあっては、昭和58年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第4項及び第10項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和56年1月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70、窒素酸化物にあっては1.40を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0、窒素酸化物にあっては10.0を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

14　細目告示第41条第1項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が2.5トン以下のものに限る。）であって昭和57年10月31日（輸入された自動車にあっては、昭和59年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第4項及び第10項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和56年12月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70、窒素酸化物にあっては1.60を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表し

た値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0、窒素酸化物にあっては11.0を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

15　細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車であって昭和57年11月30日（輸入された自動車にあっては、昭和59年3月31日）以前に製作されたもの（第3項、第4項及び第8項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和57年1月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、15.0）、窒素酸化物にあっては1.60（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、0.50）を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、70.0）、窒素酸化物にあっては11.0（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、4.00）を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

16　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって昭和57年11月30日（輸入された自動車にあっては、昭和59年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第7項及び第11項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和57年1月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第7項の第2表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量

比（炭化水素にあっては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自動車の種別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	100分の1.6	100万分の520	100万分の1390
	液化石油ガスを燃料とするもの	100分の1.1	100万分の440	100万分の1390

17　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和58年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあっては昭和57年11月30日、輸入された自動車にあっては昭和59年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項及び第12項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和57年10月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあっては、昭和57年1月1日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号から第8号まで及び第2項並びに第119条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の450（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の700）を超えないこと。

二　黒煙による汚染度が50パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が$2.76m^{-1}$を超えないときは、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものとみなす。

18　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって昭和59年6月30日（輸入された自動車にあっては、昭和60年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項及び第17項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和58年8月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号から第8号まで及び第2項並びに第119条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定にかかわらず、完

成検査等の際、第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の390（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の700）を超えないものであればよい。

19　軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（手動式の変速装置を備えたものに限る。）であって昭和62年8月31日（輸入された自動車にあっては、昭和63年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項及び第18項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和61年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の390（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の610）を超えないものであればよい。

20　軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（手動式の変速装置を備えたものを除く。）であって昭和63年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成元年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項及び第18項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和62年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の390（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の610）を超えないものであればよい。

21　細目告示第41条第1項第3号の表のイ及び同項第4号の表のイに掲げる自動車であって平成元年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成3年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第4項、第10項及び第13項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和63年12月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸

化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70、窒素酸化物にあっては0.84を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0、窒素酸化物にあっては8.00を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

22　軽油を燃料とする車両総重量が2.5トン（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、3.5トン）以下の普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成元年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成3年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項及び第18項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、昭和63年12月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第第1項第5号から第8号まで及び第2項並びに第119条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の390（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の610）を超えないものであればよい。

23　細目告示第41条第1項第3号の表のロ及びハ並びに同項第4号の表のロ及びハに掲げる自動車であって平成2年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成3年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第4項、第10項及び第14項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成元年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査

等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70、窒素酸化物にあっては1.26を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0、窒素酸化物にあっては9.50を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

24　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって平成2年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成3年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第7項、第11項及び第16項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成元年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第7項の第2表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	100分の1.6	100万分の520	100万分の990
	液化石油ガスを燃料とするもの	100分の1.1	100万分の440	100万分の990

25　軽油を燃料とする車両総重量が2.5トン（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、3.5トン）を超える普通自動車又は小型自動車（車両総重量が8トンを超えるセミト

レーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成2年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成3年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項及び第18項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成元年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第2項並びに第119条第1項第3号及び第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の390（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の610）を超えないこと。

二　黒煙による汚染度が50パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が2.76m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものとみなす。

26　細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車であって平成3年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成4年3月31日）以前に製作されたもの（第3項、第4項、第10項及び第15項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成2年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、15.0）、窒素酸化物にあっては1.26（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、0.50）を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、70.0）、窒素酸化物にあっては9.50（2サイクルの原動機

を有する軽自動車にあっては、4.00）を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

27　軽油を燃料とする車両総重量が8トンを超える普通自動車又は小型自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車に限る。）であって平成3年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成4年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項及び第18項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成2年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の390（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の610）を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

三　黒煙による汚染度が50パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が2.76m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものとみなす。

28　軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1265キログラム以下のものに限る。）であって平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項から第20項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成2年12月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっ

ては0.62、窒素酸化物にあっては0.98を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

29　次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの（第2項から第6項まで、第9項、第10項、第13項から第15項まで、第21項、第23項及び第26項の自動車を除く。）並びに平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日（輸入された自動車にあっては、平成5年4月1日）以降に製作されたものについては、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　車両総重量が1.7トン以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2.70	0.39	0.48
ロ　車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（前号に掲げる自動車及び二輪自動車を除く。）	17.0	2.70	0.98
ハ　軽自動車（イに掲げる自動車及び二輪自動車を除く。）	17.0	2.70 （2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっ	0.74 （2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっ

		ては、15.0）	ては、0.50）

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　前号の表のイに掲げる自動車	85.0	9.50	6.00
ロ　前号の表のロに掲げる自動車	130	17.0	8.50
ハ　前号の表のハに掲げる自動車	130	17.0 （2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、70.0）	7.50 （2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、4.00）

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

30　第1号の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項及び第28項の自動車を除く。）並びに平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日（輸入された自動車にあっては、平成5年4月1日）以降に製作されたもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって車両重量が1265キログラム以下のものにあっては平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成8年3月31日）、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって車両重量が1265キログラムを超えるものにあっては平成5年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成6年3月31日）、車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）にあっては平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成7年3月31日）以前に製作されたものに限る。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にか

かわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの	2.70	0.62	0.72
ロ　車両総重量が1.7トン以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(前号に掲げる自動車を除く。)	2.70	0.62	1.26

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

31　軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1265キログラムを超えるものに限る。）であって平成5年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成6年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項から第20項まで及び第30項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成4年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成18年改正告示による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する10・15モード法（以下単に「10・15モード法」という。）により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっては0.62、窒素酸化物にあっては1.26を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素

酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

32　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって平成5年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成6年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第7項、第11項、第16項及び第24項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成4年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を第7項の第2表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、ノルマルヘキサン当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	100分の1.6	100万分の520	100万分の850
	液化石油ガスを燃料とするもの	100分の1.1	100万分の440	100万分の850

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

33　軽油を燃料とする車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成7年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項、第18項、第22項及び第30項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成5年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメー

トル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっては0.62、窒素酸化物にあっては1.26を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

34　軽油を燃料とする車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成7年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項、第18項及び第22項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成5年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の350（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の500）を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

35　軽油を燃料とする車両総重量が2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成7年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成5年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、完成検査等の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第348号。以下「平成20年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が50パーセント以下であること。

36　軽油を燃料とする車両総重量が2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成7年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動

車であって、平成5年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第20号、第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものであればよい。ただし、細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が2.76m^{-1}を超えないものであればよい。

37　次の表の自動車の種別の欄に掲げる軽油を燃料とする自動車であって平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成8年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項から第20項まで、第28項、第30項及び第31項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成6年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	車両重量が1265キログラム以下のもの	2.70	0.62	0.72
	車両重量が1265キログラムを超えるもの	2.70	0.62	0.84

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

38　軽油を燃料とする車両総重量が2.5トンを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成8年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項、第18項、第22項、第25項及び第27項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成6年10月1日以降に、指定を受けた型式指定

自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号から第8号までの規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を第8項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては100万分の980、炭化水素にあっては100万分の670、窒素酸化物にあっては100万分の350（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、100万分の520）を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

三　黒煙による汚染度が50パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が2.76m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものとみなす。

39　軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が2.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成8年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成6年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、完成検査等の際、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙排出ガスの測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が50パーセント以下であること。

40　軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が2.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成7年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成8年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成6年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第20号、第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が50パーセントを超えないものであればよい。ただし、細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が2.76m^{-1}を超えないものであればよい。

41　細目告示第41条第1項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハに掲げる自動車であって平成7年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成8年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第4項、第10項、第14項、第23項及び第29項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成6年12月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては17.0、炭化水素にあっては2.70、窒素酸化物にあっては0.98を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては130、炭化水素にあっては17.0、窒素酸化物にあっては8.50を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

42　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって平成8年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成9年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第7項、第11項、第16項、第24項及び第32項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成7年12月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を別表第1の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の1時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	136	7.90	7.20
	液化石油ガスを燃料とするもの	105	6.80	7.20

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

43　次の表の自動車の種別の欄に掲げる軽油を燃料とする自動車であって平成11年6月30日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第28項、第30項、第33項、第34項及び第37項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成9年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの	2.70	0.62	0.72	0.34
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）	2.70	0.62	0.84	0.34

ハ　車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの以外のものであって手動式の変速装置を備えたものに限る。)	2.70	0.62	1.82	0.43

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

44　軽油を燃料とする車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成11年6月30日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項、第18項、第22項、第25項及び第38項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成9年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の1時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあっては9.20、炭化水素にあっては3.80、窒素酸化物にあっては6.80（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては7.80)、粒子状物質にあっては0.96を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

三　黒煙による汚染度が40パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が1.62m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないものとみなす。

45　前2項に規定する自動車については、完成検査等の際、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が40パーセント以下であること。

46　第43項及び第44項に規定する自動車については、細目告示第41条第1項第20号、第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないものであればよい。ただし、細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が1.62m^{-1}を超えないものであればよい。

47　次の表の自動車の種別の欄に掲げる軽油を燃料とする自動車であって平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第30項、第31項、第34項及び第37項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第2項並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄、窒素酸化物の欄又は粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって車両重量が1265キログラムを超えるもの	2.70	0.62	0.84	0.34
ロ　車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの以外のものであって手動式の変	2.70	0.62	1.82	0.43

速装置を備えたもの以外のものに限る。）				

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

48　軽油を燃料とする車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項、第18項、第25項、第27項及び第38項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の1時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあっては9.20、炭化水素にあっては3.80、窒素酸化物にあっては6.80（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては7.80）、粒子状物質にあっては0.96を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

49　前2項に規定する自動車については、完成検査等の際、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙排出ガスの測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が40パーセント以下であること。

50　第47項及び第48項に規定する自動車については、細目告示第41条第1項第20号、第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないものであればよい。ただし、細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が1.62m^{-1}を超えないものであればよい。

51　次の表の自動車の種別の欄に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第2項から第5項まで、第10項、第14項、第15項、第23項、第26項、第29項及び第41項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	17.0	2.70	0.63
ロ　軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車を除く。）	17.0	2.70 （2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、15.0）	0.74 （2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、0.50）

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　前号の表のイに掲げる自動車	130	17.0	6.60
ロ　前号の表のロに掲げる自動車	130	17.0 （2サイクル	7.50 （2サイクル

		の原動機を有する軽自動車にあっては、70.0）	の原動機を有する軽自動車にあっては、4.00）

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

52　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（第2項、第7項、第11項、第16項、第24項、第32項及び第42項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を別表第1の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の1時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、それぞれ次の表の一酸化炭素の欄、炭化水素の欄又は窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が2.5トンを超えるもの	ガソリンを燃料とするもの	136	7.90	5.90
	液化石油ガスを燃料とするもの	105	6.80	5.90

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

53　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車を除く。）であって、平成11年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降に、指定を受けた型式

指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第19号、第119条第1項第10号及び第197条第1項第1号の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一　原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値が4.5パーセントを超えないものであること。

二　原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	値
イ　ロ及びハに掲げる自動車以外の自動車	100万分の1200
ロ　2サイクルの原動機を有する自動車	100万分の7800
ハ　ロに掲げる自動車以外の自動車であって当該自動車の原動機の構造が特殊であると国土交通大臣が認定した型式の自動車	100万分の3300

54　軽油を燃料とする車両総重量が12トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、平成12年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車、第8項、第12項、第17項、第18項、第25項、第27項及び第38項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、第48項各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

55　前項に規定する自動車については、完成検査等の際、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が40パーセント以下であること。

56　第54項に規定する自動車については、細目告示第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないものであればよい。ただし、細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が1.62m^{-1}を超えないものであればよい。

57　細目告示第41条第1項第3号のイ及びロ並びに同項第4号の表のイ及びロに掲げる自動

車であって平成14年8月31日以前に製作されたもの（第2項から第6項まで、第9項、第13項、第21項及び第29項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっては0.39、窒素酸化物にあっては0.48を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては85.0、炭化水素にあっては9.50、窒素酸化物にあっては6.00を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

58　ガソリンを燃料とする自動車であって次に掲げるものは、細目告示第41条第4項、第119条第4項及び第197条第4項の規定にかかわらず、燃料から蒸発する炭化水素の大気中への排出を有効に防止する装置を備えればよい。

一　平成14年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のイ及びロ並びに同項第4号の表のイ及びロに掲げる自動車

二　平成15年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第41条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車並びに同項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハに掲げる普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）

三　平成15年8月31日（輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車

59　細目告示第41条第1項第3号の表のハ及び同項第4号の表のハに掲げる自動車（車両総重

量が2.5トン以下のものに限る。）であって平成15年8月31日以前に製作されたもの（第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第14項、第23項、第29項、第41項及び第51項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては8.42、炭化水素にあっては0.39、窒素酸化物にあっては0.63を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては104、炭化水素にあっては9.50、窒素酸化物にあっては6.60を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号まで及び第119条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

60　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する自動車又は車両総重量が2.5トン以下の自動車以外のものであって平成15年8月31日以前に製作されたもの（第2項、第7項、第11項、第16項、第24項、第32項、第42項及び第52項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を別表第1の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の1時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素にあっては68.0、炭化水素にあっては2.29、窒素酸化物にあっては5.90を超えないものであること。

二　前号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素

酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号から第3号までに掲げる基準に適合したものであること。

61　細目告示第41条第1項第3号の表のニ及び同項第4号の表のニに掲げる自動車であって平成15年8月31日以前に製作されたもの（第3項、第4項、第15項、第26項、第29項及び第51項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、同条第1項第3号及び第4号並びに第2項並びに第119条第1項第2号並びに第2項の規定にかかわらず、新規検査等及び完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては8.42（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、17.0）、炭化水素にあっては0.39（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、15.0）、窒素酸化物にあっては0.48（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、0.50）を超えないものであること。

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては104（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、130）、炭化水素にあっては9.50（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、70.0）、窒素酸化物にあっては6.00（2サイクルの原動機を有する軽自動車にあっては、4.00）を超えないものであること。

三　前2号の基準に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

62　細目告示第41条第1項第8号の表のイ及びロに掲げる自動車であって平成16年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表第3号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第28項、第30項、第31項、第33項、第37項、第43項及び第47項の自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第8号及び第2項第1号並びに第119条第1項第4号及び第2項の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第109条第1項第4号の規定の適用を受ける自動車にあっては、第3号の基準は適用しない。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数等量による容

量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素にあっては2.70、炭化水素にあっては0.62、窒素酸化物にあっては0.55、粒子状物質にあっては0.14を超えないものであること。

二　前号の規定に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号及び第119条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

三　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

63　細目告示第41条第1項第7号の表のイ及びロに掲げる自動車であって平成16年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表第3号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第28項、第30項、第31項、第33項、第37項、第43項及び第47項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成14年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第7号及び第2項の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数等量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素にあっては2.10、炭化水素にあっては0.40、窒素酸化物にあっては0.40、粒子状物質にあっては0.08を超えないものであること。

二　前号の規定に適合させるために当該自動車に備える一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置が、細目告示第41条第2項第1号に掲げる基準に適合したものであること。

三　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

64　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が2.5トン以下のものに限る。）のうち、平成16年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表第3号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第22項、第28項、第30項、第31項、第34項、第37項、第43項及び第47項の自動車並びに輸入

された自動車以外の自動車であって、平成15年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第7号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）により算出した値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ一酸化炭素については2.10、炭化水素については0.40、窒素酸化物については0.70、粒子状物質については0.09を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

65　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が2.5トンを超えるものに限る。）及び同項第5号に掲げる自動車（車両総重量が12トン以下のものに限る。）のうち、平成16年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第22項、第25項、第27項、第38項、第44項及び第48項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成15年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第5号及び第7号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については7.40、炭化水素については2.90、窒素酸化物については4.50、粒子状物質については0.25を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセン

ト以下であること。

66　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第5号に掲げる自動車（車両総重量が12トンを超えるものに限る。）のうち、平成17年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第27項、第38項及び第54項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第5号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については7.40、炭化水素については2.90、窒素酸化物については4.50、粒子状物質については0.25を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

67　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第8号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が2.5トン以下のものに限る。）のうち、平成16年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第22項、第28項、第31項、第34項、第37項、第43項及び第47項の自動車を除く。）は、同告示第41条第1項第8号及び第119条第1項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第119条第1項第4号の規定の適用を受ける自動車にあっては、第2号の基準は適用しない。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については2.70、炭化水素については0.62、窒素酸化物については0.97、粒子状物質については0.18を

超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

68　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第8号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が2.5トンを超えるものに限る。）及び同項第6号に掲げる自動車（車両総重量が12トン以下のものに限る。）のうち、平成16年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号及び第10号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第25項、第27項、第38項、第44項並びに第48項の自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第6号及び第8号並びに第119条第1項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第119条第1項第4号の規定の適用を受ける自動車にあっては、第2号の基準は適用しない。

一　別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については9.20、炭化水素については3.80、窒素酸化物については5.80、粒子状物質については0.49を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

69　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第6号に掲げる自動車（車両総重量が12トンを超えるものに限る。）のうち、平成17年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号及び第10号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第27項、第38項並びに第54項の自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第6号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値

を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については9.20、炭化水素については3.80、窒素酸化物については5.80、粒子状物質については0.49を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法（6.1.1.の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

70　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第3号に掲げる自動車のうち、平成19年8月31日（同号の表のニに掲げる自動車については、平成20年8月31日）以前に製作されたもの（第2項から第7項まで、第9項から第11項まで、第13項から第16項まで、第21項、第23項、第24項、第26項、第29項、第32項、第41項、第42項、第51項、第52項、第57項及び第59項から第61項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日（同号の表のニに掲げる自動車については、平成19年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同告示第41条第1項第3号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、その排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	0.67	0.08	0.08
ロ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	3.30（2サイクルの原動機を有するものにあっては、13.0）	0.13（2サイクルの原動機を有するものにあっては、12.0）	0.13（2サイクルの原動機を有するものにあっては、0.30）
ハ　車両総重量が1.7トン以下のものであって、イ及びロに掲げるもの以	0.67	0.08	0.08

外のもの			
ニ　車両総重量が3.5トン以下のものであって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	2.10	0.08	0.13

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、その排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	19.0	2.20	1.40
ロ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	38.0 （2サイクルの原動機を有するものにあっては、100）	3.50 （2サイクルの原動機を有するものにあっては、50.0）	2.20 （2サイクルの原動機を有するものにあっては、2.50）
ハ　車両総重量が1.7トン以下のものであって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	19.0	2.20	1.40
ニ　車両総重量が3.5トン以下のものであって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	24.0	2.20	1.60

71　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第1号に掲げる自動車のうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第2項、第7項、第11項、第16項、第24項、第32項、第42項、第52項及び第60項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第1号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を別表第1の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容

量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については16.0、炭化水素については0.58、窒素酸化物については1.40を超えないものであればよい。

72　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号に掲げる自動車（同号の表のハに掲げる自動車にあっては車両総重量が2.5トン以下のものに限る。）のうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第28項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項、第43項、第47項及び第62項から第64項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同告示第41条第1項第7号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもののうち、車両重量が1265キログラム以下のもの	0.63	0.12	0.28	0.052
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもののうち、イに掲げるもの以外のもの	0.63	0.12	0.30	0.056
ハ　車両総重量が1.7トン以下のものであって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.63	0.12	0.28	0.052
ニ　車両総重量が2.5トン以	0.63	0.12	0.49	0.06

下のものであって、イからハまでに掲げるもの以外のもの				

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

73　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が2.5トンを超えるものに限る。）及び同項第5号に掲げる自動車のうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第22項、第25項、第27項、第38項、第44項、第48項、第54項、第65項及び第66項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第5号及び第7号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.22、炭化水素については0.87、窒素酸化物については3.38、粒子状物質については0.18を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が$1.62m^{-1}$を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

74　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第4号に掲げる自動車のうち、平成19年8月31日（同号の表のニに掲げる自動車については、平成20年8月31日）以前に製作されたもの（第2項から第7項まで、第9項から

第11項まで、第13項から第16項まで、第21項、第23項、第24項、第26項、第29項、第32項、第41項、第42項、第51項、第52項、第57項及び第59項から第61項までの自動車を除く。）は、同告示第41条第1項第4号及び第119条第1項第2号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号の基準に適合するものであればよい。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、その排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	1.27	0.17	0.17
ロ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	5.11（2サイクルの原動機を有するものにあっては、17.0）	0.25（2サイクルの原動機を有するものにあっては、15.0）	0.25（2サイクルの原動機を有するものにあっては、0.50）
ハ　車両総重量が1.7トン以下のものであって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	1.27	0.17	0.17
ニ　車両総重量が3.5トン以下のものであって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	3.36	0.17	0.25

二　当該自動車を11モード法により運行する場合に発生し、その排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	31.1	4.42	2.50
ロ　軽自動車であって、イに掲げるも	58.9	6.40	3.63

の以外のもの	（2サイクルの原動機を有するものにあっては、130）	（2サイクルの原動機を有するものにあっては、70.0）	（2サイクルの原動機を有するものにあっては、4.00）
ハ　車両総重量が1.7トン以下のものであって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	31.1	4.42	2.50
ニ　車両総重量が3.5トン以下のものであって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	38.5	4.42	2.78

75　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第2号に掲げる自動車のうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第11号に掲げる自動車並びに第2項、第7項、第11項、第16項、第24項、第32項、第42項、第52項及び第60項の自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第2号及び第119条第1項第1号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を別表第1の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については26.0、炭化水素については0.99、窒素酸化物については2.03を超えないものであればよい。

76　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第8号に掲げるもの（同号の表のハに掲げる自動車にあっては車両総重量が2.5トン以下のものに限る。）のうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第28項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項、第43項、第47項、第62項、第63項及び第67項の自動車を除く。）は、同告示第41条第1項第8号及び第119条第1項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第119条第1項第4号の規定の適用を受ける自動車にあっては、第2号の基準は適用しない。

一　当該自動車を10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロ

メートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、それぞれ次の表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもののうち、車両重量が1265キログラム以下のもの	0.98	0.24	0.43	0.11
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもののうち、イに掲げるもの以外のもの	0.98	0.24	0.45	0.11
ハ　車両総重量が1.7トン以下のものであって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.98	0.24	0.43	0.11
ニ　車両総重量が2.5トン以下のものであって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	0.98	0.24	0.68	0.12

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

77　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第8号の表のハに掲げる自動車（車両総重量が2.5トンを超えるものに限る。）及び同項第6号に掲げる自動車のうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第4号及び第10号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項、第18項、第22項、第25項、第27項、第38項、第44項、第48項、第54項、第68項並びに第69項の自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第6号及び第8号並びに第119条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。ただし、同告示第119条第1項第3号及び第4号の規定の適用を受ける自動車（平成18年9月30日以前に製作されたものに限る。）にあっては、第2号の基準は適用しない。

一　当該自動車を別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状

物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除して得た値が、一酸化炭素については3.46、炭化水素については1.47、窒素酸化物については4.22、粒子状物質については0.35を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

三　黒煙による汚染度が25パーセント以下であるもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントをこえないものとみなす。

78　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち次の各号に掲げるもの以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を有効に減少させる装置をいう。）であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。

一　昭和48年3月31日以前に法第75条第1項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和47年法律第62号）附則第2条第5項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車であって同年12月1日以降に製作されたもの

二　昭和48年4月1日以降に法第75条第1項若しくは道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和47年法律第62号）附則第2条第5項の規定によりその型式について指定を受け、又は施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車

三　第4項又は第7項の基準に適合すると国土交通大臣が認定した型式の自動車

四　一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車

五　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量3.5トン未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（前各号に掲げるものを除く。）であって、昭和50年12月1日（2サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供するものに限る。）及び輸入された自動車にあっては、昭和51年4月1日）以降に製作されたもの

六　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量3.5トン未満の普通自動車、小型自動車及び軽自動車以外の自動車であって国土交通大臣が指定するもの（第1号から第4号までに掲げるものを除く。）

七　昭和42年12月31日以前に最初に法第7条第1項の新規登録を受けた自動車

八　軽自動車（第1号から第5号までに掲げるものを除く。）

79　前項第7号及び第8号の自動車は、国土交通大臣が指示するところにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。

80　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第9号から第12号まで並びに第119条第1項第5号及び第6号の規定は適用しない。

81　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（細目告示第119条第1項第4号の規定の適用を受ける自動車に限る。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、平成20年改正告示による改正前の細目告示第109条第1項第11号の規定は適用しない。

82　普通自動車及び小型自動車（第84項の表第1号及び第2号に掲げる自動車を除く。）並びに軽自動車であって型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第119条第2項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあっては、同告示第197条第2項第4号の規定を準用する。

83　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第119条第4項の規定にかかわらず、新規検査等の際、燃料から蒸発する炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷なければよいものとする。

84　普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）のうち次の表の上欄に掲げる自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、同表下欄に掲げる規定は適用しない。

自　　動　　車	条　　項
一　平成18年10月1日以降に製作された普通自動車又は小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び軽油を燃料とするものを除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるもののうち、次のいずれかに該当する自動車	細目告示第119条第1項第1号、第5号及び第2項

イ　保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条、第4条の2の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるもの（牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。） ロ　空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。） ハ　イ又はロに掲げるもの以外のものであって、車両総重量が5トンを超え、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）	
二　平成18年10月1日以降に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって車両総重量3.5トン（平成19年8月31日以前に製作されたものについては車両総重量2.5トン）を超えるもののうち、次のいずれかに該当する自動車 イ　平成19年8月31日（輸入された自動車にあっては平成20年7月31日）以前に製作された自動車のうち、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものであって、次のいずれかに該当する自動車。ただし、黒煙による汚染度を測定する前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が	細目告示第119条第1項第3号及び第2項

0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

(1)　保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条、第4条の2の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるもの（牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

(2)　空港整備法第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）

(3)　(1)及び(2)に掲げる自動車以外の自動車であって、車両総重量が5トンを超え、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

ロ　平成22年8月31日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の自動車にあっては、平成23年8月31日）以前に製作された自動車のうち、光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないものであって、次のいずれかに該当する自動車

(1)　保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条、第4条の2の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるもの（牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動

車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

(2)　空港整備法第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）

(3)　(1)及び(2)に掲げる自動車以外の自動車であって、車両総重量が5トンを超え、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

ハ　イ及びロに掲げる自動車以外の自動車のうち、光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないものであって、次のいずれかに該当する自動車。

(1)　保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条、第4条の2の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるもの（牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除

く。） (2)　空港整備法第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。） (3)　(1)及び(2)に掲げる自動車以外の自動車であって、車両総重量が5トンを超え、すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）	
三　平成18年10月1日以降に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるもの（第1号に掲げる自動車を除く。）	平成20年改正告示による改正前の細目告示第119条第1項第11号
四　大型特殊自動車	細目告示第119条第1項第7号及び第2項
五　次に掲げる大型特殊自動車 イ　平成16年9月1日から平成20年8月31日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満又は75kW以上560kW未満である原動機を備えたもの ロ　平成16年9月1日から平成21年8月31日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの ハ　平成16年9月1日から平成22年8月31日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの ニ　平成20年9月1日から平成25年3月31日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただ	細目告示第119条第1項第8号

し、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

ホ　平成20年9月1日から平成25年10月31日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

ヘ　平成20年9月1日から平成27年8月31日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が1.62m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が40パーセントを超えないものとみなす。

ト　平成21年9月1日から平成26年10月31日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が35パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が1.27m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が35パーセントを超えないものとみなす。

チ　平成22年9月1日から平成26年3月31日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が30パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が1.01m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が30パーセントを超えないものとみなす。

リ　平成25年4月1日から平成28年8月31日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

ヌ　平成25年11月1日から平成29年8月31日までに製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。 ル　平成26年4月1日から平成29年8月31日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。 ヲ　平成26年11月1日から平成29年8月31日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。 ワ　平成27年9月1日から平成29年8月31日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであり、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。 カ　平成28年9月1日以降に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであり、かつ、光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないもの ヨ　平成29年9月1日以降に製作された定格出力が19kW以上130kW未満である原動機を備えたものであり、かつ、光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないもの	

85　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるもののうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成18年10月1日以降に認定を受けた

型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第17号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成17年国土交通省告示第909号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　2サイクルの原動機を有するもの	8.00	3.00	0.10
ロ　4サイクルの原動機を有するもの	13.0	2.00	0.30

86　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であるもののうち、平成20年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第17号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラム換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれの次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　2サイクルの原動機を有するもの	8.00	3.00	0.10
ロ　4サイクルの原動機を有するもの	13.0	2.00	0.30

87　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるもののうち、平成20年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号ロに掲げる自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第9号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　2サイクルの原動機を有するもの	14.4	5.26	0.14
ロ　4サイクルの原動機を有するもの	20.0	2.93	0.51

88　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車であるもののうち、平成19年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成18年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第19号、第119条第1項第10号及び第197条第1項第1号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素
イ　2サイクルの原動機を有するもの	4.5％	100万分の7800
ロ　4サイクルの原動機を有するもの	4.5％	100万分の2000

89　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車であるもののうち、平成20年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第19号、第119条第1項第10号及び第197条第1項第1号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運

転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭化水素
イ　2サイクルの原動機を有するもの	4.5%	100万分の7800
ロ　4サイクルの原動機を有するもの	4.5%	100万分の2000

90　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成20年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成18年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第197号）による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法（ただし、測定装置については、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」の規定を適用することができる。次項から第100項まで、第137項から第147項までにおいて同じ。以下「平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が一酸化炭素については3.50、炭化水素については1.00、窒素酸化物については6.00、粒子状物質については0.20を超えないものであればよい。

91　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成20年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平

成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については4.55、炭化水素については1.30、窒素酸化物については7.80、粒子状物質については0.26を超えないものであればよい。

92　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成20年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が一酸化炭素については5.00、炭化水素については1.50、窒素酸化物については8.00、粒子状物質については0.80を超えないものであればよい。

93　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成20年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については1.95、窒素酸化物については10.40、粒子状物質については1.04を超えないものであれ

ばよい。

94　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成20年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.00、炭化水素については1.00、窒素酸化物については6.00、粒子状物質については0.30を超えないものであればよい。

95　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成20年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については1.30、窒素酸化物については7.80、粒子状物質については0.39を超えないものであればよい。

96　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成21年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって、平成20年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にか

かわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.00、炭化水素については1.30、窒素酸化物については7.00、粒子状物質については0.40を超えないものであればよい。

97　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成21年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については1.69、窒素酸化物については9.10、粒子状物質については0.52を超えないものであればよい。

98　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成22年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当

該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.00、炭化水素については1.30、窒素酸化物については7.00、粒子状物質については0.40を超えないものであればよい。

99　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成22年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの（第1項の表の第8号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については1.69、窒素酸化物については9.10、粒子状物質については0.52を超えないものであればよい。

100　第90項、第92項、第94項、第96項及び第98項に規定する自動車については、第147項、第155項（第2号に係る部分に限る。）、第157項（第2号に係る部分に限る。）、第159項（第2号に係る部分に限る。）及び第161項（第2号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、第91項、第93項、第95項、第97項及び第99項に規定する自動車については、第147項、第156項（第2号に係る部分に限る。）、第158項（第2号に係る部分に限る。）、第160項（第2号に係る部分に限る。）及び第162項（第2号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、第90項から第99項まで及び次項の規定に加え、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が40パーセントを超えないものであればよい。

101　第90項、第92項、第94項、第96項及び第98項に規定する自動車については、第148項、第155項（第3号に係る部分に限る。）、第157項（第3号に係る部分に限る。）、第159項（第3号に係る部分に限る。）及び第161項（第3号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第41条第1項第15号の規定（細目告示第5条第4号、第5号、第7号及び第9号に掲げる場合に限る。）にかかわらず、第90項、第92項、第94項、第96項、第98項及び前項の規定に加え、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1400号）による改正前の細目告示別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のままで急速に加速させた場合において、アクセ

ルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が40パーセント以下であればよい。

102　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第3号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成20年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに細目告示別添48に規定するJ－OBDⅡを備えた自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第3号の規定にかかわらず、完成検査等の際、10.15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.88を乗じた値に、11モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.12を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.05	0.05
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.05
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.07

ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.05

103　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第4号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの（細目告示別添48に規定するJ－OBDⅡを備えた自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第4号及び第119条第1項第2号の規定にかかわらず、新規検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.88を乗じた値に、11モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.12を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08

104　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成20年9月

30日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第7号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.88を乗じた値に、11モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.12を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	0.63	0.024	0.14	0.013
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.15	0.014
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.14	0.013

ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.25	0.015

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

105　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第8号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたものは、細目告示第41条第1項第8号及び第119条第1項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.88を乗じた値に、11モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に0.12を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	0.84	0.032	0.19	0.017
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.019

ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.19	0.017
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.33	0.020

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

106　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第11号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成20年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第11号の規定にかかわらず、完成検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.88を乗じた値に、11モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.12を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	1.15	0.05	0.14	0.013
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.15	0.014
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.14	0.013
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.25	0.015
ホ　軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.15	0.014

107　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第12号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたものは、細目告示第41条第1項第12号及び第119条第1項第6号の規定にかかわらず、新規検査等の際、10.15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.88を乗じた値に、11モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.12を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、

非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	1.92	0.08	0.19	0.017
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.20	0.019
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.19	0.017
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.33	0.020
ホ　軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.20	0.019

108　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第3号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成25年2月28日（吸蔵型窒素酸化物還元触媒を備えたガソリン直接噴射式の原動機を有する自動車（以下「窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車」という。）にあっては、平成22年8月31日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成23年4月1日（窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車にあっては、平成21年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第3号の規定にかかわらず、完成検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素

酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、細目告示別添42に規定するJC08Cモード法（以下単に「JC08Cモード法」という。）（ただし、等価慣性重量の設定、試験燃料の性状等及びその他の項目については、平成18年改正告示による改正前の細目告示別添42の規定を適用するものとする。次項から第113項までにおいて同じ。）により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素､非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.05	0.05
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.05
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.07
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.05

109　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第4号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1から平成25年2月28日（窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車にあっては、平成22年8月31日）までに製作されたものは、細目告示第41条第1項第4号及び第119条第1項第2号の規定にかかわらず、新規検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素､非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比

で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が､次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08

110　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日（車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）にあっては、平成23年8月31日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成21年10月1日（車両総重量が、1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）にあっては、平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第7号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法（粒子状物質の測定方法については、平成20年改正告示による改正前の細目

告示別添42の規定を適用するものとする。次項から第113項まで、第127項、第128項、第131項及び第132項において同じ。）により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって車両重量が1265キログラム以下のもの	0.63	0.024	0.14	0.013
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.15	0.014
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.14	0.013
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.25	0.015

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

111　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第8号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日（車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）にあっては、平成23年8

月31日）までに製作されたものは、細目告示第41条第1項第8号及び第119条第1項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	0.84	0.032	0.19	0.017
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.019
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.19	0.017
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.33	0.020

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による

汚染の度合が25パーセント以下であること。

112　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第11号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第11号の規定にかかわらず、完成検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	1.15	0.05	0.14	0.013
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.15	0.014
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.14	0.013

ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.25	0.015
ホ　軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.15	0.014

113　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第12号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日までに製作されたものは、細目告示第41条第1項第12号及び第119条第1項第6号の規定にかかわらず、新規検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	1.92	0.08	0.19	0.017
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.20	0.019

ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.19	0.017
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.33	0.020
ホ　軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.20	0.019

114　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、平成22年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第6号に掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成20年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第2項第4号及び第119条第2項第4号の規定にかかわらず、平成18年改正告示による改正前の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えればよい。

115　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、平成25年2月28日以前に製作されたもの（第1項の表の第6号に掲げる自動車及び第114号の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車(平成20年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。)及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第41条第2項第4号及び第119条第2項第4号に規定する別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の適用について、試験モードについてはJC08Hモード法に代えて10・15モード法を適用することができるものとする。この場合において、JC08Cモード法による測定を行う場合の等価慣性重量の設定及び試験燃料の性状

等については、平成18年改正告示による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」の規定を適用するものとする。

116　ガソリンを燃料とする自動車のうち、平成23年3月31日（輸入された自動車にあっては、平成25年2月28日）以前に製作されたもの（第1項の表の第3号に掲げる自動車及び第58項の自動車を除く。）並びに平成23年3月31日（輸入された自動車にあっては、平成25年2月28日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車であって平成23年4月1日（輸入された自動車にあっては、平成25年3月1日）以降に製作されたものについては、細目告示第41条第4項及び第119条第4項の規定にかかわらず、平成18年改正告示による改正前の別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をグラムで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が2.0グラムを超えないものであればよい。

117　細目告示第41条第1項第5号から第8号までの自動車であって次に掲げるもの（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第25項、第27項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項、第38項、第43項、第44項、第47項、第48項及び第54項の自動車を除く。）については、同条第1項第20号及び細目告示第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものでなければならない。ただし、細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないものであればよい。

一　細目告示第41条第1項第5号又は第7号の自動車のうち、次に掲げるもの

イ　平成19年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成20年7月31日）以前に法第75条第1項の指定の申請を行った型式指定自動車

ロ　平成19年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成20年7月31日）以前に法第75条の3第1項の指定の申請を行った一酸化炭素等発散防止装置を備えた一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

二　細目告示第41条第1項第6号又は第8号の自動車のうち、国土交通大臣が定めるもの

118　細目告示第119条第1項第3号又は第4号の自動車（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第25項、第27項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項、第38項、第43項、第44項、第47項、第48項及び第54項の自動車を除く。）であって、平成19年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成20年7月31日）以前に新規検査等において保安基準に適合していると認められたものについては、同条第1項第11号及び細目告示第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものでなければならない。ただし、細目告示第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、当該測定の前に光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないものであればよい。

119　細目告示第41条第1項第5号から第8号までの自動車（第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第25項、第27項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項、第38項、第43項、第44項、第47項、第48項、第54項及び第117項の自動車を除く。）については、平成22年9月30日までの間、同条第1項第20号及び細目告示第197条第1項第2号の規定にかかわらず、細目告示第5条第1号及び第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、黒煙による汚染度が25パーセント以下であるときは、細目告示第41条第1項第20号及び第197条第1項第2号の規制値を超えないものとみなす。

120　細目告示第119条第1項第3号又は第4号の自動車(第1項の表の第4号に掲げる自動車並びに第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第25項、第27項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項、第38項、第43項、第44項、第47項、第48項及び第54項及び第118項の自動車を除く。）については、平成22年9月30日までの間、第197条第1項第2号の規定にかかわらず、細目告示第161条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる場合において、黒煙による汚染度が25パーセント以下であるときは、細目告示第197条第1項第2号の規制値を超えないものとみなす。

121　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第1号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同別添41に規定するJE05モード法（以下この項、第122項、第129項及び第130項において単に「JE05モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了した全てのものにおける平均値が、一酸化炭素については16.0、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7を超えないものであればよい。

122　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第2号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日までに製作されたものは、同号及び第119条第1項第1号の規定にかかわらず、新規検査等の際、JE05モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量

比で表した値をグラムに換算した値）を、JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9を超えないものであればよい。

123　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第3号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、細目告示別添42に規定するJC08Hモード法（以下単に「JC08Hモード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.05	0.05
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.05
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.07
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.05

124　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第4号の規定の適用を受ける窒素酸化物還元触媒付ガソリン直噴車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日までに製作されたものを除く。）は、同号及び第119条第1項第2号の規定にかかわらず、新規検査等の際、JC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08

125　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第5号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成23年9月30日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成27年改正告示による改正前の細目告示別添41に規定するJE05モード法（以下この項、次項、第164項及び第165項において「平成27年改正告示による改正前のJE05モード法」という。ただし、粒子状物質の測定方法については、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添41の規定を適用するものとする。次項、第129項及び第130項において同じ。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成27年改正告示による改正前のJE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了した全てのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.22、非メタン炭化水素については0.17、窒素酸化物については2.0、粒子状物質については0.027を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

三　黒煙による汚染度が25パーセント以下であるもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

126　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第6号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成23年9月30日）までに製作されたものは、同号及び第119条第1項第3号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成27年改正告示による改正前のJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を平成27年改正告示による改正前のJE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については2.7、粒子状物質については0.036を超えないものであること。

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

三　黒煙による汚染度が25パーセント以下であるもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

127　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日（車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）にあっては、平成23年8月31日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成21年10月1日（車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）にあっては、平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　JC08Hモード法（ただし、粒子状物質の測定方法については、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添42の規定を適用するものとする。次項、第131項及び第132項において同じ。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	0.63	0.024	0.14	0.013
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動	0.63	0.024	0.15	0.014

車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの				
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.14	0.013
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.25	0.015

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

128　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第8号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日（車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）にあっては、平成23年8月31日）までに製作されたものは、同号及び第119条第1項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　JC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、	0.84	0.032	0.19	0.017

車両重量が1265キログラム以下のもの				
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.019
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.19	0.017
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.33	0.020

二　平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセント以下であること。

129　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第9号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成23年9月30日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、JE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については16.0、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については2.0、粒子状物質については0.027を超えないものであればよい。

130　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第10号に掲げる自動車のうち、平成15年10月1日から平成22年8月31日（車両総重

量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成23年9月30日）までに製作されたものは、同号及び第119条第1項第5号の規定にかかわらず、新規検査等の際、JE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については2.7、粒子状物質については0.036を超えないものであればよい。

131　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第11号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、JC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	1.15	0.05	0.14	0.013
ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動	1.15	0.05	0.15	0.014

車であって、イに掲げるもの以外のもの				
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.14	0.013
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.25	0.015
ホ　軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.15	0.014

132　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第12号に掲げる自動車のうち、平成18年11月1日から平成22年8月31日までに製作されたものは、同号及び第119条第1項第6号の規定にかかわらず、新規検査等の際、JC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が1265キログラム以下のもの	1.92	0.08	0.19	0.017

ロ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.20	0.019
ハ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.19	0.017
ニ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イからハまでに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.33	0.020
ホ　軽自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.20	0.019

133　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第11号に掲げる自動車のうち、平成20年3月25日から平成25年2月28日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.05	0.08	0.005
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.08	0.005
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.15	0.007
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.08	0.005

134　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第12号に掲げる自動車のうち、平成20年3月25日から平成25年2月28日までに製作されたものは、同号及び第119条第1項第6号の規定にかかわらず、新規検査等の際、10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.75を乗じた値に、JC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動	1.92	0.08	0.11	0.007

車				
ロ　車両総重量が1.7トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007
ハ　車両総重量が3.5トン以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007

135　第104項及び第105項、第110項及び第111項並びに第125項から第128項までに規定する自動車については、細目告示第197条第1項第2号の規定にかかわらず、光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないものであればよい。

136　細目告示第41条第1項第3号、第7号及び第11号に掲げる自動車であって平成21年7月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第823号）による改正前の細目告示別添42の基準に適合するものであればよい。

137　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第15号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成25年3月31日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成23年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成23年9月30日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第197号）による改正後の細目告示第41条の基準（以下「平成23年基準」という。）に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及び

それと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については3.50、炭化水素については0.40、窒素酸化物については3.60、粒子状物質については0.17を超えないものであればよい。

138　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第16号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成25年3月31日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については4.55、炭化水素については0.53、窒素酸化物については4.79、粒子状物質については0.23を超えないものであればよい。

139　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第15号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成25年10月31日までに製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの(輸入された自動車以外の自動車であって平成24年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成24年9月30日以前に平成23年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.00、炭化水素については0.40、窒素酸化物については3.60、粒子状物質については0.20を超えないものであればよい。

140　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指

定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第16号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成25年10月31日までに製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については0.53、窒素酸化物については4.79、粒子状物質については0.27を超えないものであればよい。

141　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第15号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成26年3月31日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成24年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成24年9月30日以前に平成23年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.00、炭化水素については0.70、窒素酸化物については4.00、粒子状物質については0.25を超えないものであればよい。

142　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第16号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成26年3月31日までに製作された定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれ

る一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については0.93、窒素酸化物については5.32、粒子状物質については0.33を超えないものであればよい。

143　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第15号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成26年10月31日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成25年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成25年9月30日以前に平成23年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.00、炭化水素については0.70、窒素酸化物については4.00、粒子状物質については0.30を超えないものであればよい。

144　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第16号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成26年10月31日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については0.93、窒素酸化物については5.32、粒子状物質につい

ては0.40を超えないものであればよい。

145　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第15号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成27年8月31日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成25年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成25年9月30日以前に平成23年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、同号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.00、炭化水素については1.00、窒素酸化物については6.00、粒子状物質については0.40を超えないものであればよい。

146　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第16号に掲げる自動車のうち、平成17年12月2日から平成27年8月31日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.50、炭化水素については1.33、窒素酸化物については7.98、粒子状物質については0.53を超えないものであればよい。

147　第137項、第139項、第141項、第143項及び第145項に規定する自動車については、第155項（第2号に係る部分に限る。）、第157項（第2号に係る部分に限る。）、第159項（第2号に係る部分に限る。）及び第161項（第2号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小

型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、第138項、第140項、第142項、第144項及び第146項に規定する自動車については、第156項（第2号に係る部分に限る。）、第158項（第2号に係る部分に限る。）、第160項（第2号に係る部分に限る。）及び第162項（第2号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、第137項から第146項まで及び次項の規定に加え、平成22年改正告示による改正前のディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

自　動　車　の　種　別	黒　煙
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40パーセント
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35パーセント
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30パーセント
ニ　定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25パーセント

148　第137項から第146項までに規定する自動車については、第155項（第3号に係る部分に限る。）、第156項（第3号に係る部分に限る。）、第157項（第3号に係る部分に限る。）、第158項（第3号に係る部分に限る。）、第159項（第3号に係る部分に限る。）、第160項（第3号に係る部分に限る。）、第161項（第3号に係る部分に限る。）及び第162項（第3号に係る部分に限る。）の規定並びに細目告示第41条第1項第15号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、第137項から第146項まで及び前項の規定に加え、黒煙による汚染度が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数がそれぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

自　動　車　の　種　別	黒　　煙	スクリーニング値
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40パーセント	光吸収係数1.62m^{-1}
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原	35パーセント	光吸収係数1.27m^{-1}

動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車		
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30パーセント	光吸収係数1.01m^{-1}
ニ　定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25パーセント	光吸収係数0.80m^{-1}

149　第137項から第146項までに規定する自動車については、細目告示第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

自　動　車　の　種　別	黒　　煙	スクリーニング値
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40パーセント	光吸収係数1.62m^{-1}
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35パーセント	光吸収係数1.27m^{-1}
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30パーセント	光吸収係数1.01m^{-1}
ニ　定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25パーセント	光吸収係数0.80m^{-1}

150　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号イに掲げる自動車及び第85項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成24年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）及び平成25年9月1日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成24年9月30日以前に認定を受けた型式認定自動車については、細目告示第41条第1項第17号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及

び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.0、炭化水素については0.30、窒素酸化物については0.15を超えないものであればよい。

151　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号ロに掲げる自動車及び第86項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成24年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)及び平成25年9月1日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成24年9月30日以前に指定を受けたものについては、細目告示第41条第1項第17号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.0、炭化水素については0.30、窒素酸化物については0.15を超えないものであればよい。

152　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号ロに掲げる自動車及び第87項の自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第9号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については2.7、炭化水素については0.40、窒素酸化物については0.20を超えないものであればよい。

153　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号イに掲げる自動車及び第88項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成24年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）及び平成25年9月1日以降に製作されたもののうち、輸入された自動

車以外の自動車であって平成24年9月30日以前に認定を受けたものについては、細目告示第41条第1項第19号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,000を超えないものであればよい。

154　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第1項の表の第5号ロに掲げる自動車及び第89項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成24年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）及び平成25年9月1日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成24年9月30日以前に指定を受けたものについては、細目告示第41条第1項第19号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分1,000を超えないものであればよい。

155　軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、平成28年8月31日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成26年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成26年9月30日以前に平成26年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワッ

ト時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については3.5、非メタン炭化水素については0.19、窒素酸化物については2.0、粒子状物質については0.02を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.08m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

156　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、平成28年8月31日までに製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワッ

ト時で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については4.6、非メタン炭化水素については0.25、窒素酸化物については2.7、粒子状物質については0.03を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

157　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、平成29年8月31日までに製作された定格出力が56kW以上130kW未満である原動機を備えたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成27年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成27年9月30日以前に平成26年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定す

るディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.0、非メタン炭化水素については0.19、窒素酸化物については3.3、粒子状物質については0.02を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

158　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、平成29年8月31日までに製作された定格出力が56kW以上130kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定す

るディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.5、非メタン炭化水素については0.25、窒素酸化物については4.4、粒子状物質については0.03を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

159　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、平成29年8月31日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成26年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあって

は、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.0、非メタン炭化水素については0.7、窒素酸化物については4.0、粒子状物質については0.025を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

160　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であって、平成29年8月31日までに製作された定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあって

は、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.5、非メタン炭化水素については0.9、窒素酸化物については5.3、粒子状物質については0.033を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

161　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、平成29年8月31日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成26年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第15号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第62条の3第5項の検査の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、

窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については5.0、非メタン炭化水素については0.7、窒素酸化物については4.0、粒子状物質については0.03を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

162　軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)であって、平成29年8月31日までに製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第41条第1項第16号及び第119条第1項第8号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、

窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については6.5、非メタン炭化水素については0.9、窒素酸化物については5.3、粒子状物質については0.04を超えないものであること。

二　平成26年改正告示による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が25パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

163　第155項から第162項までに規定する自動車については、第197条第1項第2号の規定にかかわらず、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものであればよい。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が25パーセントを超えないものとみなす。

164　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第5号に掲げる自動車のうち、平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成30年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和元年8月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成29年10月1日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては平成30年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等

発散防止装置指定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成27年改正告示による改正後の細目告示第41条第1項第5号の基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）又は平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成30年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和元年8月31日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたものについては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成27年改正告示による改正前のJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、平成27年改正告示による改正前のJE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.22、非メタン炭化水素については0.17、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.010を超えないものであること。

二　細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないものであること。

165　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、細目告示第41条第1項第6号に掲げる自動車のうち、平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成30年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和元年8月31日）以前に製作されたもの又は平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成30年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和元年8月31日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたものについては、同号及び第119条第1項第3号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成27年改正告示による改正前のJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を平成27年改正告示による改正前のJE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないもので

あること。

二　細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定した場合にあっては、当該光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないものであること。

166　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）又は軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるもののうち、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成28年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第17号の規定にかかわらず、小型自動車であるものにあっては完成検査等の際、軽自動車であるものにあっては型式認定検査の際、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了した全てのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.62、炭化水素については0.27、窒素酸化物については0.21を超えないものであればよい。

167　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるもののうち、平成29年8月31日以前に製作されたものは、細目告示第41条第1項第18号及び細目告示第119条第1項第9号の規定にかかわらず、新規検査等の際、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については3.48、炭化水素については0.36、窒素酸化物については0.28を超えないものであればよい。

168　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、細目告示第41条第1項第5号、第6号及び細目告示第119条第1項第3号に掲げる自動車のうち、令和元年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては令和2年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和3年8月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては令和元年10月1日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和2年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成30年9月30日以前に平成27年改正告示による改正後の細目告示第41条第2項第4号の基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止

装置指定自動車を除く。）又は令和元年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては令和2年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和3年8月31日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、細目告示第41条第2項第4号及び第119条第2項第4号の規定にかかわらず、平成27年改正告示による改正前の細目告示第41条第2項第4号（細目告示第119条第1項第3号に掲げる自動車にあっては、平成27年改正告示による改正前の細目告示第119条第2項第4号）の基準に適合するものであればよい。

169　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第2項第5号イに掲げる自動車のうち、平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成30年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和元年8月31日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成29年10月1日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては平成30年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成27年改正告示による改正後の細目告示第41条第2項第5号イの基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）又は平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成30年8月31日、車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和元年8月31日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたものについては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、平成27年改正告示による改正前の細目告示第41条第1項第21号の基準に適合するものであればよい。

170　細目告示第41条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号並びに第119条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車のうち、次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第135号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

一　平成29年3月30日以前に製作された自動車

二　平成29年3月31日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成29年3月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車であって、平成29年3月31日以降に排出ガス発散防止に係る性能について変更がないもの

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成29年3月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査

証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

171　平成29年10月9日以前に製作された自動車については、細目告示第41条第6項第2号、第119条第6項第2号及び第197条第6項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第906号）第1条による改正前の細目告示第41条第6項第2号、第119条第6項第2号及び第197条第6項第2号の規定に適合するものであればよい。

172 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第3号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第528号。この条において「平成30年改正告示」という。）による改正前の細目告示第41条第1項第3号イの基準に適合するものであればよい。

一　平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第3号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、令和元年9月30日）以前に製作された自動車

二　平成30年10月1日から令和2年12月31日まで（中量貨物自動車等にあっては、令和元年10月1日から令和3年12月31日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　中量貨物自動車等のうち、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ハ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ニ　中量貨物自動車等のうち、令和元年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　令和2年12月31日（中量貨物自動車等にあっては令和3年12月31日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に

新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

173　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、細目告示第41条第1項第4号及び第119条第1項第2号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示第41条第1項第4号及び第119条第1項第2号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成30年改正告示による改正前の細目告示第41条第1項第4号イ（細目告示第119条第1項第2号に掲げる自動車にあっては、平成30年改正告示による改正前の第119条第1項第2号イ）の基準に適合するものであればよい。

一　平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第4号の表ハ及びニ並びに第119条第1項第2号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、令和元年9月30日）以前に製作された自動車

二　平成30年10月1日から令和2年12月31日まで（中量貨物自動車等にあっては、令和元年10月1日から令和3年12月31日）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　指定自動車等以外の自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和2年12月31日（中量貨物自動車等にあっては令和3年12月31日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

174　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第7号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、平成30年改正告示による改正前の細目告示第41条第1項第7号イの基準に適合するものであればよい。

一　平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第7号の表ハに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、令和元年9月30日）以前に製作された自動車

二　平成30年10月1日から令和2年12月31日まで（中量貨物自動車等にあっては、令和元年10月1日から令和3年12月31日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　中量貨物自動車等のうち、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ハ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ニ　中量貨物自動車等のうち、令和元年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　令和2年12月31日（中量貨物自動車等にあっては令和3年12月31日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

175　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、細目告示第41条第1項第8号及び第119条第1項第4号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示第41条第1項第8号及び第119条第1項第4号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成30年改正告示による改正前の細目告示第41条第1項第8号イ（細目告示第119条第1項第4号に掲げる自動車にあっては、平成30年改正告示による改正前の第119条第1項第4号イ）の基準に適合するものであればよい。

一　平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第8号の表ハ及び第119条第1項第4号の表ハに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、令和元年9月30日）以前に製作された自動車

二　平成30年10月1日から令和2年12月31日まで（中量貨物自動車等にあっては、令和元年10月1日から令和3年8月31日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　指定自動車等以外の自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和2年12月31日（中量貨物自動車等にあっては令和3年12月31日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

176　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第41条第1項第11号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、平成30年改正告示による改正前の細目告示第41条第1項第11号イの基準に適合するものであればよい。

一　平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第11号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、令和元年9月30日）以前に製作された自動車

二　平成30年10月1日から令和2年8月31日まで（中量貨物自動車等にあっては、令和元年10月1日から令和3年8月31日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　中量貨物自動車等のうち、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ハ　中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ニ　中量貨物自動車等のうち、令和元年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　令和2年8月31日（中量貨物自動車等にあっては令和3年8月31日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

177　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、細目告示第41条第1項第12号及び第119条第1項第6号に定める自動車のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示第41条第1項第12号及び第119条第1項第6号の規定にかかわらず、新規検査等の際、平成30年改正告示による改正前の細目告示第41条第1項第12号イ（細目告示第119条第1項第6号に掲げる自動車にあっては、平成30年改正告示による改正前の第119条第1項第6号イ）の基準に適合するものであればよい。

一　平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第12号の表ハ及びニ並びに第119条第1項第6号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、令和元年9月30日）以前に製作された自動車

二　平成30年10月1日から令和2年8月31日まで（中量貨物自動車等にあっては、令和元年10月1日から令和3年8月31日まで）に製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　指定自動車等以外の自動車

ロ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和2年8月31日（中量貨物自動車等にあっては令和3年8月31日）までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

178　次の各号に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものに限る。）については、細目告示第41条第2項第5号の規定にかかわらず、平成30年改正告示による改正前の細目告示第41条第2項第5号の規定に適合するものであればよい。

一　令和4年9月30日以前に製作された自動車

二　令和4年10月1日から令和6年9月30日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車

イ　令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和4年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三　令和6年9月30日までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　国土交通大臣が定める自動車

179　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもののうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」3.1.及び3.1.1.の規定は、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替えられる字句	読み替える字句
3.1.　超過不可排出ガス制限値 通常の耐用期間を通して、この技術基準に定める要件に従い想定される全ての路上走行試験の結果は、次の超過不可（NTE）排出ガス制限値を超えないものとする。 NTE排出ガス制限値＝CF×EL ここで、 CFは適合係数 ELは細目告示第41条第1項に掲げるNOxに係る値のうち当該自動車に適用される値 である。 3.1.1.　適合係数 3.1.におけるCFの値は2.0とする。	3.1.　排出ガスの制限 通常の耐用期間を通して、この技術基準に定める要件に従い想定される全ての路上走行試験の結果は、細目告示第41条第1項に掲げるNOxに係る値のうち当該自動車に適用される値の2倍を著しく超えないものとする。

180　細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第119条第1項第3号に掲げる自動車のう

ち、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下、「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えた自動車（以下、「電気式ハイブリッド自動車」という。）又は外部から蓄電装置を充電する機能を有している電気式ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添41の規定にかかわらず、同別添の過渡試験サイクル及び傾斜付き定常試験サイクルに係る規定に適合するものであればよい。

一　令和6年9月30日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和8年9月30日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、令和4年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和6年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和6年9月30日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあっては令和8年9月30日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたもの

181　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）又は軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるもののうち、令和4年10月31日以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第41条第1項第17号の規定にかかわらず、小型自動車であるものにあっては完成検査等の際、軽自動車であるものにあっては型式認定検査の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了した全てのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　総排気量が0.125リットルを超え0.150リットル未満であり、かつ、最高速度が100キロメートル毎時未満の二輪自動車	1.14	0.30	0.07
ロ　総排気量が0.125リットルを超え	1.14	0.20	0.07

0.150リットル未満であり、かつ、最高速度が100キロメートル毎時以上130キロメートル毎時未満の二輪自動車又は総排気量が0.150リットル以上であり、かつ、最高速度が130キロメートル毎時未満の二輪自動車			
ハ　総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130キロメートル毎時以上の二輪自動車	1.14	0.17	0.09

182　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるもののうち、令和4年10月31日以前に製作されたものは、細目告示第41条第1項第18号及び細目告示第119条第1項第9号の規定にかかわらず、新規検査等の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ　総排気量が0.125リットルを超え0.150リットル未満であり、かつ、最高速度が100キロメートル毎時以上130キロメートル毎時未満の二輪自動車又は総排気量が0.150リットル以上であり、かつ、最高速度が130キロメートル毎時未満の二輪自動車	1.58	0.24	0.10
ロ　総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130キロメートル毎時以上の二輪自動車	1.58	0.21	0.14

183　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和4年10月31日以前に製作されたもの(令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第1項第19号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を

改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については100分の3、炭化水素については100万分の1000を超えないものであればよい。

184　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和4年10月31日以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第119条第1項第10号及び第197条第1項第1号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については100分の3、炭化水素については100万分の1000を超えないものであればよい。

185　ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、令和5年3月31日以前に製作された自動車又は同年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（令和3年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（令和2年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるものを除く。）を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第41条第4項第1号及び第119条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示第41条第4項及び第119条第4項の規定に適合するものであればよい。

186　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第41条第4項第2号及び第119条第4項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示第41条第4項及び第119条第4項の規定に適合するものであればよい。

187　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添115の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の

保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第589号）による改正前の細目告示別添115の規定に適合するものであればよい。

188　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和8年10月31日以前に製作された自動車（令和6年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ.2.5.の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

189　細目告示第41条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号並びに第119条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第704号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

一　令和3年9月30日以前に製作された自動車

二　令和3年10月1日から令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和7年9月30日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和3年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和3年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和3年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

190　細目告示第41条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号並びに第119条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42のⅡの2.1.の規定を適用した後の車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定第15号第5改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第704号）による改正前の細目告示別添42の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　令和4年9月30日以前に製作された自動車

二　令和4年10月1日から令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和7年9月30日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和4年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和3年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

191　次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定に適合するものであればよい。

一　令和3年10月1日（輸入された自動車にあっては令和4年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

192　令和4年9月30日（輸入された自動車にあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあっては令和7年9月30日）までの間、細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の細目告示第119条第2項及び第197条第2項の規定に適合するものであればよい。

読み替えられる字句	読み替える字句
2.5.　OBD閾値 OBD閾値は、COについては1.900g/km、NMHCについては0.250g/km、NOxについては、0.300g/km、PMについては、0.050g/kmとする。	2.5.　OBD閾値 OBD閾値は、次に掲げるとおりとする。 (a)　総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130km/h未満の二輪自動車にあっては、COについては2.170g/km、THCについては1.400g/km、NOxについては、0.350g/kmとする。

	(b)　総排気量が0.125リットルを超え、かつ、最高速度が130km/h以上の二輪自動車にあっては、COについては2.170g/km、THCについては0.630g/km、NOxについては、0.450g/kmとする。

193　細目告示第41条第1項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号並びに第119条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1084号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

一　令和4年9月30日以前に製作された自動車

二　令和4年10月1日から令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和7年9月30日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和4年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

194　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添48の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和3年国土交通省告示第1084号)による改正前の細目告示別添48の規定に適合するものであればよい。

一　令和4年9月30日以前に製作された自動車

二　令和4年10月1日から令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和7年9月30日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和4年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装

置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

195　細目告示第41条第1項第7号及び第8号並びに第119条第1項第4号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

一　令和7年9月30日以前に製作された自動車（令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和5年10月1日から令和7年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和5年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和7年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

196　細目告示第41条第1項第3号及び第4号並びに第119条第1項第2号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

一　令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和6年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査

証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

197　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、次に掲げる自動車については、細目告示別添44の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添44の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示別添44のⅡの別紙3の表1中「バランスガス：He（HC：1ppmC等価以下、CO_2：400ppm以下）」とあるのは「バランスガス：He又はN_2（HC：1ppmC等価以下、CO_2：400ppm以下）」と読み替えることができる。

一　令和6年11月30日以前に製作された自動車

二　令和6年12月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和6年1月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和6年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年11月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

198　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添48の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添48の規定に適合するものであればよい。

一　令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和7年9月30日）以前に製作された自動車（令和6年10月1日（軽油を燃料とするものにあっては令和5年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和6年10月1日から令和8年9月30日まで（軽油を燃料とするものにあっては令和5年10月1日から令和7年9月30日まで）に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和6年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和6年10月1日（軽油を燃料とするものにあっては令和5年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和6年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の

種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあっては令和7年9月30日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

199　ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下、この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添42及び別添49の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42及び別添49の規定に適合するものであればよい。

一　令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和6年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

200　細目告示第41条第1項第5号及び第6号並びに第119条第1項第3号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添41の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示別添41の規定に適合するものであればよい。

一　令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和5年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和5年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

201　細目告示第41条第1項第1号及び第2号並びに第119条第1項第1号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添41の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和5年国土交通省告示第1号)による改正前の細目告示別添41の規定に適合するものであればよい。

一　令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和6年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

202　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1084号）による改正前の細目告示別添48の規定に適合する自動車については、細目告示別添124の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第572号）による改正前の細目告示別添124の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「別添48」とあるのは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和３年国土交通省告示第1084号）による改正前の別添48」と読み替えるものとする。

203　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添48の規定に適合する自動車について

は、細目告示別添124中「協定規則第154号第2改訂版」とあるのは「協定規則第154号初版補足改訂版」と、「協定規則第154号」とあるのは「協定規則第154号改訂版補足改訂版」とそれぞれ読み替えることができる。

別表第1（ガソリン13モード）

運　　転　　条　　件	係数
原動機を無負荷運転している状態	0.157
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数でその負荷を全負荷の40パーセントにして運転している状態	0.036
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数でその負荷を全負荷の60パーセントにして運転している状態	0.039
原動機を無負荷運転している状態	0.157
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の20パーセントにして運転している状態	0.088
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の40パーセントにして運転している状態	0.117
原動機を最高出力時の回転数の80パーセントの回転数でその負荷を全負荷の40パーセントにして運転している状態	0.058
原動機を最高出力時の回転数の80パーセントの回転数でその負荷を全負荷の60パーセントにして運転している状態	0.028
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の60パーセントにして運転している状態	0.066
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の80パーセントにして運転している状態	0.034
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の95パーセントにして運転している状態	0.028
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数でその負荷を全負荷の20パーセントにして運転している状態	0.096
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数でその負荷を全負荷の20パーセントにして運転している状態から気化器の絞り弁を全閉にして最高出力時の回転数の20パーセントの回転数に減速運転している状態（この場合において、原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数から20パーセントの回転数に減速するのに要する時間は10秒間とする。）	0.096

別表第2（ディーゼル13モード）

運　　転　　条　　件	係数
原動機を無負荷運転している状態	0.205
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数でその負荷を全負荷の20パーセントにして運転している状態	0.037
原動機を最高出力時の回転数の40パーセントの回転数でその負荷を全負荷の40パーセントにして運転している状態	0.027
原動機を無負荷運転している状態	0.205
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の20パーセントにして運転している状態	0.029
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の40パーセントにして運転している状態	0.064
原動機を最高出力時の回転数の80パーセントの回転数でその負荷を全負荷の40パーセントにして運転している状態	0.041
原動機を最高出力時の回転数の80パーセントの回転数でその負荷を全負荷の60パーセントにして運転している状態	0.032
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の60パーセントにして運転している状態	0.077
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の80パーセントにして運転している状態	0.055
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の95パーセントにして運転している状態	0.049
原動機を最高出力時の回転数の80パーセントの回転数でその負荷を全負荷の80パーセントにして運転している状態	0.037
原動機を最高出力時の回転数の60パーセントの回転数でその負荷を全負荷の5パーセントにして運転している状態	0.142